

# 令和7年度十和田市原料米 価格高騰対策支援補助金

## 趣旨

原料米の価格高騰の影響を受けている、事業者の事業の継続を支援するため、原料米の仕入価格高騰分の一部を補助します。

## 対象

原料米を加工して酒類、麹、味噌、醤油、米粉、菓子又はもちを製造する事業者

## 支給条件

- ①市内に住所又は事業所を有していること
- ②令和6年分確定申告又は市・県民税申告（法人の場合は法人市民税の確定申告）をしており、令和6年中の年間売上額が120万円以上あること
- ③令和6年度及び令和7年度の市税等に滞納がないこと
- ④補助金の支給後も事業活動を継続する意欲があること

## 申込期間

**令和8年1月13日(火)から2月27日(金)まで**

## 支給金額

※当日消印有効

### 個人事業主

### 法人

#### 補助単価に令和7年度の仕入数量を乗じた額

※補助単価：1俵を単位とした次のうちいずれか少ない額

- ・令和7年度の仕入価格高騰額（令和6年度と比較）の2分の1の額
- ・3千円

※補助上限額：酒類（清酒）製造事業者 1,000千円 その他の製造事業者 250千円

#### 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 令和6年分の確定申告書の写し、または  
令和7年度市・県民税の申告書類等の写し 他

#### 提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 直近の事業年度の法人市民税確定申告書の写し
- ③ 法人事業概況説明書の写し 他

申請方法や対象要件、よくある質問等については市HPをご覧ください。



HP はこちら

申込み・問合せ先 十和田市 農林商工部 とわだ産品販売戦略課

〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

TEL : 0176-51-6743 FAX:0176-22-9399 E-mail:sanpin@city.towada.lg.jp

## よくある主な質問 (Q&A)

Q 本社が市外ですが、対象になりますか。

A 本社が市外であっても、市内に事業所（店舗など）がある場合は対象となります。

Q 本社が市内にあるが市外の製造所で製造していても対象となりますか。

A いいえ。対象外となります。

Q 原料米を生産している事業者は対象になりますか。

A いいえ。あくまで原料米を購入の上、加工して酒類、麹、味噌、醤油、米粉、菓子又はもちを製造する事業者が対象となります。

Q 原料米の生産年は関係ありますか。

A 生産年は限定せず、令和7年度中に仕入れた原料米と令和6年度中に仕入れた原料米との比較により、価格が高騰している分の一部を補助します。

Q 国外で生産された原料米は対象となりますか。

A いいえ。国内で生産された原料米のみ対象となります。